



高麗海運ジャパン株式会社  
KMTC (JAPAN) CO., LTD.

東京 : 03 (3500) 5051

大阪 : 06 (6243) 1661

e-KMTC

<http://www.ekmtc.com>

2023年8月吉日

お客様各位

高麗海運ジャパン株式会社

## HONGKONG 向け B/L DESCRIPTION 欄への品名の記載について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
日本での原子力処理水の放出開始にあたり、香港特別行政区政府は、食品の安全性の確保及び香港国内の信頼を維持するために日本から輸入される食品の検査の強化を図るとのことで、HONGKONG 向け”食品貨物”について HONGKONG 税関からの指針をご連絡いたします。

敬具

記

1. 適用日 : 即日
2. 指針内容 : “食品貨物” に関して、B/L DESCRIPTION 欄へ詳細の記載が必要。

例 : Biscuits / Candy / Fruit / Frozen Seafood / Dried Seafood / Scallop / Oyster / Tuna

\*Foodstuff / Japanese food 等の一般用語の記載は不可ですので、明確な品名の記載をお願い致します。

記載漏れ等により揚げ地で費用発生があった場合は、お客様の負担となりますので、予めご了承願います。

ご不明な点は弊社ドキュメントまでお問い合わせをお願いいたします。

TEL : (東京) 03-3500-5180, TEL : (大阪) 06-6243-1661

以上